不正競争防止法 (平成五年法律第四十七号) 不正競争防止法の一部を改正する法律 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条にお百二十八号)第三条に規定する不正アクセス行為をいう。)不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。)又は管理	目的で、詐欺等行為(人を欺き、人に暴行を加え、又は人を	2~10 (略)  2~10 (略)  (定義)  2~10 (略)  2~10 (略)  2~10 (略)	改正案
理を害する行為をいう。以下この条におに規定する不正アクセス行為をいう。)   規定する不正アクセス行為をいう。)   以下この条において同じ。)又は管理	行を加え、又は人を	2~10 (略) 目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為、不正の利益を得る らその営業秘密を示された場合において、不正の競業その他の不正の利益を得る目的で、又はその保有者」という。)か 七 営業秘密を保有する事業者(以下「保有者」という。)か 一~六 (略) 「今六 (略) 「一~六 (本) 「一~ (本	現行

二 詐欺等行為又は管理侵害行為により取得した営業秘密を、 いて同じ。 的で、使用し、又は開示した者 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目 により、 営業秘密を取得した者

(削る)

得る目的で、 業秘密の管理に係る任務に背き、 営業秘密を保有者から示された者であって、 又はその保有者に損害を加える目的で、その営 次のいずれかに掲げる方法 不正の利益を

でその営業秘密を領得した者

れた文書、 営業秘密記録媒体等(営業秘密が記載され、又は記録さ 又は営業秘密が化体された物件を横領すること。 図画又は記録媒体をいう。 以下この号において

営業秘密が化体された物件について、その複製を作成する 営業秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は

> で取得した者 管理侵害行為により、 営業秘密を、不正の競争の目的で、使用し、又は開示した者 者の管理を害する行為をいう。以下同じ。) により取得した 第三条に規定する不正アクセス行為をいう。) その他の保有 行為の禁止等に関する法律 (平成十一年法律第百二十八号) されている施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス 業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体(以下 る行為をいう。以下同じ。) により、又は管理侵害行為 (営 前号の使用又は開示の用に供する目的で、 営業秘密記録媒体等」という。 詐欺等行為(人を欺き、 営業秘密を次のいずれかに掲げる方法 人に暴行を加え、又は人を脅迫す の窃取、 営業秘密が管理 詐欺等行為又は

П イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を取得すること について、その複製を作成すること。 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録

Ξ の営業秘密を使用し、 は記録された書面又は記録媒体を領得し、 その他の営業秘密記録媒体等の管理に係る任務に背く行為に 目的で、 より、次のいずれかに掲げる方法で営業秘密が記載され、又 営業秘密を保有者から示された者であって、 詐欺等行為若しくは管理侵害行為により、 又は開示した者 又は作成して、 不正の競争の 又は横領

П 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録

保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を領得すること

2 -

## کے

うに仮装すること。
| きものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したよれ、営業秘密記録媒体等の記載又は記録であって、消去すべ

の保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係るより領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその管理に係る任務に背いて前号イから八までに掲げる方法に四、営業秘密を保有者から示された者であって、その営業秘密

任務に背き、使用し、又は開示した者

四

業秘密を使用し、又は開示した者 (前号に掲げる者を除く。える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営って、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加勢行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれ」 営業秘密を保有者から示されたその役員 (理事、取締役、

密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者目的で、第二号又は前三号の罪に当たる開示によって営業秘。 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える

について、その複製を作成すること。

(新設)

げる者を除く。)
「で、不正の競争の目的で、その営業秘密を使用し、又は開示した者(前号に掲って、不正の競争の目的で、その営業秘密の管理に係る任務らに準ずる者をいう。次号において同じ。) 又は従業者であ執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれ、営業秘密を保有者から示されたその役員(理事、取締役、

開示した者(第三号に掲げる者を除く。)を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込 一 営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であっ五

使用し、又は開示した者に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を六「不正の競争の目的で、第一号又は第三号から前号までの罪

2・3 (略)

においてこれらの罪を犯した者にも適用する。日本国内において管理されていた営業秘密について、日本国外若しくは管理侵害行為があった時又は保有者から示された時に4.第一項第二号又は第四号から第七号までの罪は、詐欺等行為

5~7 (略)

一号、第二号及び第七号並びに第二項第五号の罪に係る同条第2前項の場合において、当該行為者に対してした前条第一項第3、一号、第二号若しくは第七号又は第二項に掲げる規定の違反第一号、第二号若しくは第七号又は第二項に掲げる規定の違反第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人 第

期間による。合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の号又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場3.第一項の規定により前条第一項第一号、第二号若しくは第七

ずるものとする。

人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生三項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法

2・3 (略)

においてこれらの罪を犯した者にも適用する。 日本国内において管理されていた営業秘密について、日本国外若しくは管理侵害行為があった時又は保有者から示された時に4 第一項第一号又は第三号から第六号までの罪は、詐欺等行為

5~7 (略)

まった。 は、一年、第二号をは、その法人又は人の業務に関し、前条第一項 を、第二号をは、行為者を罰するほか、その法人に対しても効力を生 で、第二号をは、行為者を罰するほか、その法人に対して三 で、第二号をは、行為者を罰するほか、その法人に対して三 が、その法人に対して本条の罰金刑を科する。 を可は人に対してした前条第一項第 一号、第二号若しくは第六号又は第二項に掲げる規定の違反 がるものとする。

期間による。合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の号又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場3.第一項の規定により前条第一項第一号、第二号若しくは第六3.第一項の規定により前条第一項第一号、第二号若しくは第六